

保健福祉だより

7月

◎ 事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
5	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター
6	木	母親学級	妊娠届をすまされた方	
14	金	健康診査 結果指導会		
17	月	健康診査 結果指導会		
18	火	3歳児健診 午後1時30分から	H9年4月1日 7月31日生まれ	
19	水	健康診査 結果指導会	一般住民	
25	火	健康診査 結果指導会		
26	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	
27	木	幼児歯科検診 午前9時45分から 希望者にはフッ素・サホライド塗布あり	生後9カ月から4歳まで 希望される方は7月19日 (水)までに住民課保健福祉係へ申込み下さい。	

- 犬の引き取り日 6日(木)
- 取り締まり日 7日(金)、21日(金)

児童手当「現況届」をお忘れなく

児童手当の支給を受けている人及び、今回の法律改正により支給を受けられる方について、6月中旬に書類をお送りします。

対象となる方は、0歳から6歳までの就学前のお子さんをお持ちの方です。提出していただく書類は別表1のとおりです。

この届出を提出されないと6月以降の支給が受けられない場合がありますので、忘れずに提出してください。書類の提出期限については0〜3歳のお子さんをお持ちの方及び、0〜3歳と4〜6

ご不明な点は、役場住民課 住民係までご相談ください。

- ・ 巻信用組合月潟支店
- ・ JA越後中央月潟支店

なお、支給対象者は別表2の所得制限があります。児童手当の振込み先は、次の金融機関でお願いします。

歳のお子さんを重複してお持ちの方は6月30日(金)まで、4〜6歳のお子さんだけの方は7月31日(月)までに提出してください。

なお、支給対象者は別表2の所得制限があります。

別表2

扶養親族等の数	所得制限額	
	児童手当	特例給付
0人	170	361
1人	208	399
2人	246	437
3人	284	475
4人	322	513
5人	360	551

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

年金コーナー

老齢基礎年金の繰り上げ請求はよく考えて

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳とされていますが、本人が希望された場合、60歳から64歳の方でも年金を請求できます。これを繰り上げ請求といいます。

- ① 請求した年齢に応じ、支給額が減額され、生涯減額された年金が支給されます。
- ② 万一、障害を持たれた場合でも、原則として障害基礎年金を受けられませんか。
- ③ 繰り上げ請求を行ってから65歳までの間、老齢厚生年金の支給が停止します。
- ④ 遺族厚生年金を受ける権利が発生しても、65歳までは老齢基礎年金が遺族年金のどちらか一方しか受けられません。
- ⑤ 寡婦年金を受けることができません。
- ⑥ 65歳前に就職し、厚生年金

に加入すると、その間、老齢基礎年金の金額が支給停止になります。なお、繰り上げ請求とは逆に、66歳以降に受けとり開始することを繰り下げ請求とい

い、開始した年齢に応じて、支給額が増額されます。減額率及び増額率は別表のとおりです。年金を受けとられる際は、十分に検討されたうえでご請求ください。

繰り上げ		繰り下げ	
繰上げ請求年齢	減額される率	繰下げ申出年齢	増額される率
60歳	42%	66歳	12%
61	35	67	26
62	28	68	43
63	20	69	64
64	11	70歳以上	88

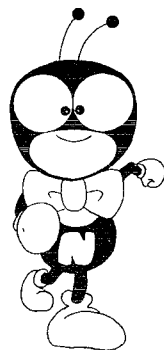
年金を受けている人が亡くなったときは速やかに届出しましょう

年金を受けている方が亡くなった場合、年金に関する死亡の届出が必要です。

もし届出をしないと、受ける権利がなくなつたにもかかわらず、引き続き支給されます。

この場合、後日過払いになつた年金額について、遺族の方からお返しいただくこととなります。

このような負担が生じないように、届け出を速やかに行ってください。

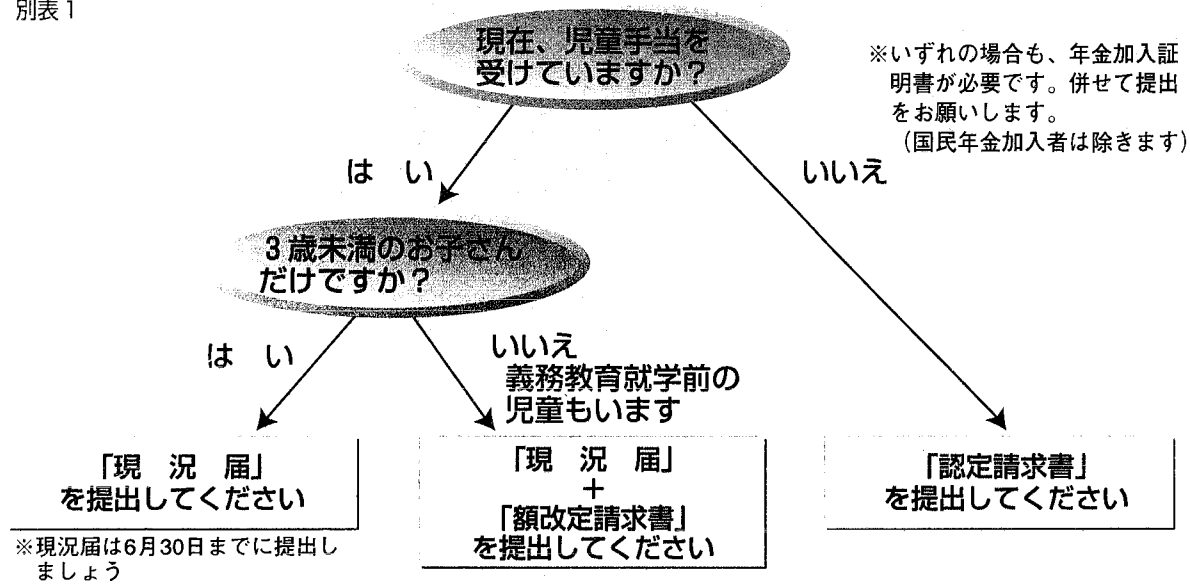


住民票等の休日交付について

村では、平日仕事などで役場に来られない方のために、事前に連絡をいただくと、休日でも住民票等を交付しています。

交付できるものは、住民票と印鑑証明に限りませんが、役場の開庁時間内(午前8時30分から午後5時15分)に電話などであらかじめ連絡をいただいた場合のみ、土曜・日曜・祝祭日も交付します。詳しいことは、住民課住民係におたずねください。

別表1



《プラスチック製容器包装》の洗浄をお願いします

《白色トレイ》

《プラスチック製容器包装》と《白色トレイ》の分別収集が皆様のご協力により予定量を大幅に上回る実績となっております。

しかし、大変残念なことに洗浄されていないものが多く、その6割が燃えるごみとして処理されています。お手数でも必ず洗浄されるようお願いいたします。

※7月から「プラスチック製容器の収集回数」が3回となります。